

未来につながる持続可能な農業推進コンクール推薦要領

第1条 実施目的

農林水産省の主催により実施される未来につながる持続可能な農業推進コンクールは、持続可能な農業の確立を目指し、意欲的に経営や技術の改善に取り組んでいる農業者等を表彰するものである。このコンクールへ積極的に参加し、その成果を広く紹介することで、くまもとグリーン農業に対する県民の理解を深めるとともに、くまもとグリーン農業の面的拡大による持続可能な農業の推進に資することを目的とする。

第2条 参加の対象者

表彰は、コンクールを実施する年度ごとに1回、以下に掲げる部門について交互に行われる。

(1) G A P 部門

未来につながる持続可能な農業推進コンクール実施要領（以下「実施要領」という。）に定める者を対象とする。

(2) 有機農業・環境保全型農業部門

原則として、熊本県農業コンクール大会「グリーン農業賞」受賞者を対象とする。但し、実施要領に定める者、かつ、くまもとグリーン農業生産宣言を行った者が参加を希望する場合は対象とする。

第3条 参加申し込み

参加を希望する者は、居住地または主たる事務所を所管する各広域本部及び各広域本部地域振興局の農業普及・振興課に、表彰を実施する年度の別に定める期日までに実施要領に定める様式を提出する。

第4条 審査及び推薦

参加申し込みのあった者及び、熊本県農業コンクール大会「グリーン農業賞」受賞者については、農業技術課内に設けた審査委員会において、書類審査及び必要に応じた現地審査により推薦事例を決定する。

第5条 未来につながる持続可能な農業推進コンクールへの推薦

農業技術課は、九州農政局生産部生産技術環境課に実施要領に定める様式を提出する。

第6条 審査委員会

審査委員会の構成は、つぎのとおりとする。

なお、審査委員長は、必要に応じて審査委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

審査委員長

熊本県農林水産部農業技術課政策監、審議員又は課長補佐

審査委員

熊本県農林水産部 農業技術課関係班長（みどりの農業推進班）
農業技術課農業革新支援専門員

以上に加えて、開催される部門に合わせて農林水産部関係課班長から選任する。

2 審査項目

審査は、農林水産省が定める未来につながる持続可能な農業推進コンクール公募要領の別紙に基づき行うものとする。

第7条 事務局

事務局は、農業技術課とする。

第8条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成7年6月22日から施行する。
この要領は平成8年6月13日から改正施行する。
この要領は平成11年7月6日から改正施行する。
この要領は平成12年7月10日から改正施行する。
この要領は平成13年7月17日から改正施行する。
この要領は平成14年8月12日から改正施行する。
この要領は平成17年8月9日から改正施行する。
この要領は平成18年7月26日から改正施行する。
この要領は平成21年9月17日から改正施行する。
この要領は平成22年9月15日から改正施行する。
この要領は平成23年8月22日から改正施行する。
この要領は平成24年8月13日から改正施行する。
この要領は平成25年4月8日から改正施行する。
この要領は平成26年5月23日から改正施行する。
この要領は平成27年6月25日から改正施行する。
この要領は平成28年8月23日から改正施行する。
この要領は平成29年9月22日から改正施行する。
この要領は平成30年8月24日から改正施行する。
この要領は令和元年7月4日から改正施行する。
この要領は令和2年7月22日から改正施行する。
この要領は令和3年11月26日から改正施行する。
この要領は令和4年9月6日から改正施行する。
この要領は令和5年8月23日から改正施行する。
この要領は令和6年9月17日から改正施行する。